

日本貿易会の技術仲介取引規制意見の意義

米満啓

1. 意外に迷う「日本由来技術」の意味

我が国で技術の仲介取引規制が本格的に始まったのは2009年11月のことでした。改正条文のわかりにくさに悩んだ人が多かったように記憶しています。(少なくとも私は大いに悩みました)

条文のリーダビリティとは別に、**実務家を悩ませたのは、「本邦由来の技術の場合は、客先に日本から直接発信するときと同じ規制を受けるらしい」**ことでした。いきなりこんな話をされて当惑する方もいらっしゃるでしょうから、CISTECの解説(2013年版『役務取引ガイド』抜粋)をご覧くださいませ。

2009年11月1日に施行された改正外為法で、外国間等技術取引の一部である技術の仲介取引があらたに規制対象になりました。外為法第25条第1項では、特に明文化はされていませんが、技術の仲介取引も同条同項の規制範囲に含まれます。

技術の仲介取引は、以下の全ての条件に該当する場合に規制対象となります。

- (1) 当該取引において仲介を行う者が居住者である。
- (2) 当該取引において技術の提供を受ける者が非居住者である。
- (3) 当該取引に伴って行われる技術の移動が、口頭によるもの以外の手段によって行われる。(電話による情報の提供は、電気通信設備から行う情報の送信であるため口頭による情報提供の範疇に入らないので注意が必要です。)
- (4) 当該取引に伴って移動される技術が、**本邦由来でなく外国に所在している。**
- (5) 当該取引に伴って移動される技術が、本邦を経由することなく、次のいずれかの形で移動される。(後略)

上記(1)~(5)すべてに該当した場合には、概ね次のように許可要否が定められています。

《外為令》別表の**1項該当**なら、外国間での技術移動の際、必ず要許可

1項でなく2~16項の該当技術は、大量破壊兵器キャッチオール規制に似た基準で判断。
すなわち

- ・ホワイト国がらみ(移動元・移動先のどちらかがホワイト国)は規制外
- ・用途要件かインフォーム要件にヒットした場合に要許可
- ・リスト規制は適用しない(つまりリスト規制は気にしなくてよい)

ところがもしその技術が「本邦由来」ということになると、条件(4)を満たさぬのでリスト規制判定に神経を尖らせねばなりません。しかし「リスト規制判定の励行」は、海外ベンダーからの該非情報入手を伴うので、中々難しい。一方、「本邦由来かどうか確認」をするには、入手先のずっと川上の方までチェックしなければなりません。そのため実務家にとってこの「本邦由来」条項は頭痛の種になったのです。

2. 貿易会意見の意義

前頁の悩みに終止符を打ったのが、パブコメ募集に応じて貿易会が提出した意見でした。

【意見】

A 技術仲介規制の規制対象外の条件として、「外国間等技術取引」の場合であって技術が本邦から輸出、送信、持ち出しされたものでない”ことが B 条件とされているが、取引時ではなく、当該取引以前に輸出、送信、持ち出しされた後に在庫（プログラム等）されているものを外国間取引する場合も規制対象外として2項 (5) / (6)に明示願いたい。

本稿の趣旨は貿易会意見の意義を称えようというのですが、上記には「書き間違い」と思われる箇所が1つあるので、初めに説明しておきます。下線Aの「技術仲介規制の対象外の条件」というくだりです。ここは論理上「技術仲介規制の対象となる条件」でなければいけません。

なぜなら「技術が本邦から輸出、送信、持ち出しされたものでない」は前頁の条件(4)そのものだからです。条件(4)が「技術仲介規制の対象となる条件」(の1つ)であることは、みなさんもさきほど御覧になったところです。

もうひとつ、この意見の動機面からも今の説明を補強することができます。前頁で、「技術仲介規制の対象」になると、代わりにリスト規制が免除されることを述べました。言い換えると、もし「技術仲介規制の対象外」だと、代わりにリスト規制のチェックが必要になるわけです。だから企業にとっては、「技術仲介規制の対象」になるのは、むしろ望ましいことなのです。つまり「技術仲介規制の対象」になる条件があまりに厳しく、狭き門であっては困ります。ところが「日本由来でないこと」を「入手時点から川上にさかのぼって確かめる」のは相当に困難です。そこで「川上までさかのぼって確かめなくてもよい」ことを明言してほしい、できれば条文中にはっきりした形で盛り込んでほしい、という趣旨でこの意見は書かれたのです。「仲介規制の対象外」(リスト規制の対象)になりやすいようにしてほしいなんてことは、動機面から見てもありえません。

【経産省回答】

規制対象となる取引については、「…送信を“伴う”取引」と規定しているところであり、ご指摘の趣旨は明確になっているものと考えております。

パッと見ただけではわかりにくい（私は「明確になっている」と思いません）ですが、とりあえず「指摘の趣旨」については経産省も認めていることが読み取れます。

今振り返ると貿易会意見は、表現に改良の余地はあるものの、非常に有益な問題提起だったと思います。

残念なのは、この意見の存在を知る人が少ないことです。上記回答が言う程「明確になっていない（ように思われる）」以上、「日本由来の技術でないことを、時間を遡って確認できなければ、海外で入手した技術を他者へ移転する際にはリスト規制の判定が必要」と誤解して悩む人がこれからも出るのではないのでしょうか？ あくまでも可能性の話ですが、経産省でもそのような思い違いをする人が出て来るかもしれません。

次節では、どのように「明確になっている」かを、省令条文に照らして考えます。

3. 《貿易外省令》条文の読解

9条2項五号

外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（甲当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であって、当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「外国間等技術取引」という。）。乙ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。

9条2項六号

外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（丙当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。丁ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって居住者が行うものうち、次のいずれかに該当するものを除く。

貿易会が目しているのは、下線部甲・丙の記述です。長いセンテンスですが、文の構造を次のように整理すれば理解は難しくありません。

本邦から 文書、図画、記録媒体の輸出	により提供を受け たもの	を除く
本邦から 情報 の電気通信による送信		
本邦から 保有する者の出国		

この図解で肝心なのは「誰が提供を受けたのか」です。もちろんそれは仲介取引の主人公ですから、意味するところは

仲介取引の当事者であるあなたが、上記の手段で日本から提供を受けた のであれば、
上記五号・六号の対象から除く

ということになります。ポイントは「あなたは上記の手段で提供を受けたのか」です。もしあなたが「取引時ではなく、当該取引以前に輸出、送信、持ち出しされた後に在庫（プログラム等）されているもの」を現地で購入したのであれば、両号の対象から除かれることはありません。

では「除かれる」ことになるとどうなるか？ 五号・六号はリスト規制の許可不要特例規定という性格を持っています。よってそこから「除かれる」とリスト規制の対象になってしまうわけです。

これで貿易会の言い分が理解できたかと思います。貿易会は、このことが条文で更に明示的に表現されるよう要望していたのです。

次に、経産省の回答はどう読むべきでしょうか？

省令条文中の注目箇所は下線部乙・丁です。

乙 ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。

前頁の要領で整理すると

文書、図画、記録媒体 の外国間移動	を伴う 取引で	居住者が 行うもの	を除く
情報 の電気通信による（別の国からの） 送信			

丁 ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって居住者が行うものうち、次のいずれかに該当するものを除く。

ここは次のように整理できるでしょう。

文書、図画、記録媒体 の非ホワイト国間移動	を伴う 取引で	居住者が行う ものうち	「次のいずれか」 に該当するもの	を除く
情報 の電気通信による 非ホワイト国間での送信				

経産省の言う「～を伴う取引」の意味するところは、上記のように理解できるわけです。

へんだと思いませんか？ **乙・丁**いずれも、「外国で入手した後、第三国へ送る場面」に焦点を当てているのですから、貿易会とは話がかみ合っていないですね。所謂「ちょっとピンぼけ」ではないかと思います。

但し貿易会は敢えて疑問を呈してはいないようです。おそらくそれは、理由説明がピンぼけとはいうものの、結論として貿易会の主張を当局が認めたことを収穫として受け止め、それ以上の深追いを控えたということでしょう。「おとなの対応」だと思います。

それはともかく、**担当官も間違えるような法令で大丈夫なの**でしょうか？ 私はそちらの方が気がかりです。